

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成30年6月14日（平成30年（独個）諮問第38号）

答申日：平成31年3月7日（平成30年度（独個）答申第45号）

事件名：本人に係る「特定調査委員会」に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、文書1ないし文書6に記録された保有個人情報を特定したことは妥当であり、文書7に記録された保有個人情報を特定したことは結論において妥当であるが、不開示とされた部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月16日付け特定高専総第45号により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

特定高専総第45号の不開示処分をすべて取消す。別紙の1（3）イは『URLのプリントに「組織的に（略）を行っている」と曲解した部分」を特定し、その部分を曲解と断定した情報』を開示決定情報に加える。別紙の1（3）ウは特定年月日Aの原議書作成前の手順情報を開示決定情報に加える。別紙の1（5）イは開示決定情報を特定年月日B以前に削除を求めた情報に訂正する。別紙の1（8）は開示情報を『特定調査報告書及び特定調査委員会第2回議事要録のうち特定校長が削除命令を出すに至った部分を特定した情報』を開示情報に加える。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

全ての不開示が、黒塗りの開示なのか、情報そのものの不開示か不明である。どちらであっても審査請求の趣旨および理由は変わらない。

不開示の理由はすべて「法 14 条 2 号の不開示情報に該当すると認められ、また法 14 条 2 号のただし書に該当するとはいえず、不開示とすることが相当」である。

審査請求人は自己の保有個人情報しか開示請求していない。審査請求人以外の個人情報とは審査請求人の個人情報の取得という職務行為情報だけであり、法 14 条 2 号に該当する情報は存在しない。全部開示にしなければならない。これに加え、別紙の 1 (3) イの全部開示は特定 URL のプリントに「組織的に (略) を行っているとの曲解した記載」部分と「曲解と断定した根拠」情報を加えなければ全部開示にならない。

別紙の 1 (3) ウの開示請求情報は原議書作成前の手順である。この情報を開示決定情報に加える。

別紙の 1 (5) イは調査委員会の活動での「削除を求めた」情報の開示請求である。開示決定情報は開示請求と異なる。

別紙の 1 (8) は、開示決定では特定校長が開示情報のどの部分を持って削除命令を行ったのかを不明にした開示情報の可能性が高い。削除命令の根拠の部分のわかる情報の開示請求である。

(2) 意見書

特定高専総第 45 号は法違反を認めたと扱わなければならない。

特定高専総第 45 号の開示請求情報に存在する審査請求人以外の個人情報とは審査請求人の個人情報を取得した手段の情報だけである。法 14 条 2 号「開示請求者以外の個人の権利利益を害する」とは、法 5 条に違反して「偽り、その他不正な手段により請求者の個人情報を取得」したことが開示によって明らかになる時だけである。

機構が法 5 条違反を否定するときは、部分開示を全部開示にしなければならない。全部開示とは、文書 3、文書 4、文書 6 だけでなく、関係するすべての情報も開示情報に含めることである。

また、別紙の 1 (3) アないしエ、同 (4)、同 (5) ア及びウ、同 (6) アないしウ、同 (7) 並びに同 (8) はすべて文書 3 と文書 4 の部分開示となっているが、これらはそれぞれ開示請求情報が異なる。同じ情報ではない。したがって、部分開示を全部開示にするだけでなく、それぞれの開示請求情報の該当箇所を明確にした開示にしなければならない。

機構が、なお不開示部分が存在する開示とするならば、開示前から法 29 条により訂正をしなければならない保有個人情報であることが決まる。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

審査請求人は、元機構特定高等専門学校（特定高専）教員で、特定年度

Aにおいて、特定クラスの特定科目等の授業を担当していた。(略)について、特定高専校長は、審査請求人が提出した(略)に疑問が生じたため、(略)の説明を求めたが、明確な返答をせず、その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開、勤務命令に従わない言動、特定高専教員への迷惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定年月日C諭旨解雇処分となり、特定年月日Dをもって解雇された。

審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服申立、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等(別紙1(略))を起こしているがすべて、裁判において敗訴となっている。

これらは、すべて懲戒処分に端を発したものであり、本件請求もその一端である。

2 開示請求に係る保有個人情報の名称等

別紙の2のとおり。

3 開示決定の妥当性

審査請求人は、不開示処分の取消しを求めているが、機構は、不開示決定は行っておらず、一部開示決定を行ったものである。一部開示決定の不開示部分はいずれも、係長以下職員の氏名もしくは、印影であり、法14条2号の不開示情報に該当すると認められ、また同号のただし書に該当するとはいえず、不開示とすることが相当である。

審査請求人は、審査請求の趣旨の中で、別紙の1(3)イ、同8について、開示文書の中で当時の処分の判断基準となった部分を示すことを要求しているが、関連した文書は開示しており、当時の処分の判断基準となった部分を示すことは、保有個人情報開示請求の対象ではなく、本審査請求趣旨は、失当である。

別紙の1(3)ウについて、審査請求人は、「特定年月日Aの原議書作成前の手順情報を開示決定情報に加える」ことを求めているが、平成30年3月15日付け開示請求の要求には応えており、かつ、特定年月日Aの原議書作成前の審査請求人の訓告の手続についての文書は作成しておらず、不存在である。

別紙の1(5)イについて、審査請求人は、「特定年月日B以前に削除を求めた情報に訂正する」ことを求めているが、平成30年3月15日付け開示請求の要求には応えており、かつ、特定年月日B以前に審査請求人に削除を求めた文書は作成しておらず、不存在である。

別紙の1(8)について、文書は開示しており、文書3内、「Ⅲ. 特定URLの内容」に別紙の1(5)イの削除命令を行うにいたるURLの内容が記述されている。不開示とした部分も係長以下職員の氏名のみであり、審査請求人の「特定校長が開示情報のどの部分を持って削除命令を行った

のかを不明にした」という事実はなく、本審査請求趣旨は、失当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年7月12日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成31年2月5日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年3月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めるとともに、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象とすべき保有個人情報があるとして、その外の保有個人情報についても開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を維持するとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人の審査請求の趣旨及び理由に則して検討する。

- (1) 「別紙の1(3)イは『URLのプリントに「組織的に(略)を行っているとの曲解した記載」部分を特定し、その部分を曲解と断定した情報』を開示決定情報に加える」との主張について

ア 別紙の1(3)イに掲げる請求保有個人情報は、特定調査報告書（文書3）の「⑤「組織的に(略)を行っているとの曲解した記載」の部分及びその部分を調査委員会が曲解と断定した根拠情報」であるところ、標題の主張は、処分庁に対し、原処分において、当該請求保有個人情報として特定した文書5（特定URLの特定年月日Eプリント）の記載の中で、特定調査委員会が、「組織的に(略)を行っているとの曲解した記載」と認めた部分がどこであるかを明示し、また、曲解と断定した理由を明示した文書の開示を求めているものと解される。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、別紙の1(3)イに掲げる請求保有個人情報の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

特定調査報告書（文書3）の「Ⅲ 特定URLの内容」に特定URLに「組織的に（略）を行っているとの曲解した記載」が多々あると記載しているところ、特定URLのどの部分が「曲解した記載」であり、その部分を「曲解した記載」と判断した理由については、文書3ないし文書5の内容を見れば自ずと明らかであり、文書3ないし文書5以外に「曲解した記載」部分を明示した文書や「曲解した記載」と判断した理由を記録した文書は作成していない。

ウ 上記イの諮問庁の説明につき、これを覆すに足る事情も認められないことから、機構において、文書3ないし文書5に記録された保有個人情報の外に別紙の1（3）イに掲げる請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

(2) 「別紙の1（3）ウは特定年月日Aの原議書作成前の手順情報を開示決定情報に加える」との主張について

ア 別紙の1（3）ウに掲げる請求保有個人情報は、特定調査報告書に記載のある「⑥「手続きを踏んだ訓告」の手続き。口頭手続きが存在すればその詳細」であるところ、標題の主張は、特定高専が審査請求人に対して訓告を行うに当たり、原処分において、当該請求保有個人情報として特定した文書6（特定個人Aの職務義務違反に係る訓告文書の交付及び特定年度Bの授業対応（特定年月日A付け原議書））を作成するよりも以前に行われた当該訓告を行うための手続きに係る保有個人情報の開示を求めているものと解される。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、上記アの保有個人情報の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 文書6は、特定高専が審査請求人に対して訓告文書等を施行するための原議書である。

(イ) 通常、教職員に非違行為等の疑いが生じた場合、事実関係を調査した上で処分等について検討し、処分が必要と判断されると、処分実施のための決裁を経て、当該者に対する処分を行うこととなる。

本件訓告を行うに当たっては、特定高専内で事実確認や処分の要否の検討は行ったが、文書6の作成以前に行われた手続きに関する文書は作成しておらず、別紙の1（3）ウに掲げる請求保有個人情報は、文書6に記録された保有個人情報の外に保有していない。

ウ 上記イの諮問庁の説明につき、これを覆すに足る事情も認められないことから、機構において、文書6に記録された保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

(3) 「別紙の1（5）イは開示決定情報を特定年月日B以前に削除を求め

た情報に訂正する。」との主張について

- ア 別紙の1(5)イに掲げる請求保有個人情報、特定調査報告書に記載のある「削除を求めた」文書。口頭であれば、命令か要請かなどの詳細情報」であるところ、標題の主張は、当該請求保有個人情報は、原処分において特定した文書7(特定年月日B付け特定高専人甲第1号「特定URLの削除命令」)に記載された保有個人情報ではなく、特定調査委員会が審査請求人に対して行った事情聴取の際に、同調査委員会委員長が審査請求人に対して特定URLの削除を求めたことに係る保有個人情報を特定することを求めているものと解される。
- イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、当該請求保有個人情報の特定について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
- (ア) 審査請求人に対して、特定URLの削除を求めたのは、文書7によるもの以外にない。
 - (イ) 特定調査委員会は、審査請求人から事情聴取をした際に、審査請求人に対して自主的に特定URLを削除する意思があるか否かを口頭で確認したことはあるが、文書により特定URLの削除を求めたことはない。
 - (ウ) したがって、原処分で特定した文書7に記載された保有個人情報の外に、当該請求保有個人情報は保有していない。
- ウ 上記イの諮問庁の説明も踏まえ、以下検討する。
- (ア) 本件開示請求書の記載によると、当該請求保有個人情報は、特定調査報告書(文書3)の記載を基に、関係する保有個人情報の特定を求めているものと解される。
 - (イ) 当審査会において特定調査報告書を見分したところ、同調査報告書には、「調査委員会委員長(特定個人B)から第2回調査委員会時に、同URLの削除について特定個人Aに求めたところ」との記載が認められ、これは、特定調査委員会委員長が、審査請求人に対して事情聴取を行った際に、審査請求人に特定URLの削除を求めたと解するのが自然であり、これを踏まえると、上記イの諮問庁の説明は本件開示請求の趣旨を誤って理解しているといわざるを得ず、このような理解に基づき文書7に記載された保有個人情報を特定したことは妥当とは認められない。
 - (ウ) しかし、一方で、特定調査委員会による事情聴取の際のやり取りの様子は、今回開示された文書4(特定調査委員会第2回議事要録)に記載されており、これによると特定調査委員会委員長による特定URLの削除要請が口頭で行われたことが推測でき、また、文

書7の外に削除を求めた文書に記録された保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足る事情も認められない。

そうすると、原処分は本件開示請求の趣旨を広く捉えて、文書7に記録された保有個人情報を特定したものと解される。

(エ)したがって、原処分は、本来、別紙の1(5)イに掲げる請求保有個人情報を保有していないとして不開示とすべきものであったと認められるが、開示請求の趣旨を広く解することにより文書7に記録された保有個人情報を特定したことは、結論において妥当である。

(4)「別紙の1(8)は開示情報を『特定調査報告書及び特定調査委員会第2回議事要録のうち特定校長が削除命令を出すに至った部分を特定した情報』を開示情報に加える。」との主張について

ア 別紙の1(8)に掲げる請求保有個人情報は、「その他、特定校長がURLの削除命令しなければならなかった根拠情報。」であるところ、標題の主張は、処分庁に対し、原処分において特定した文書3及び文書4には、特定校長が特定URLの削除命令を行った根拠が明らかでないとして、削除命令の根拠が分かる文書の開示を求めているものと解される。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、別紙の1(8)に掲げる請求保有個人情報の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

特定校長が特定URLの削除命令を行った根拠は、文書3及び文書4の記述を見れば明らかであって、文書3及び文書4以外に削除命令の根拠となる文書は作成していない。

ウ 上記イの諮問庁の説明につき、これを覆すに足る事情も認められないことから、機構において、文書3及び文書4に記録された保有個人情報の外に、別紙の1(8)に掲げる請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報を見分すると、本件対象保有個人情報の不開示部分には、いずれも審査請求人以外の特定高専の職員の職名及び姓、印影が記載されていると認められ、当該部分は、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、機構(特定高専)における職員の氏名等の公表慣行について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

機構においては、課長級以上の職員の氏名については、公表しているが、それ以外の職員の氏名について公表することはない。

今回、氏名等を不開示とした職員については、いずれも係長級以下の職員であり、氏名等について公表慣行がなく、また、当時、審査請求人とは当該職員らと面識があったとしても、本件対象保有個人情報を作成されてから相当期間が経過しており、審査請求人の記憶が曖昧になっている可能性も考えられることから、本件不開示部分は法14条2号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とした。

(3) 上記(2)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

本件対象保有個人情報の作成時点において、審査請求人は特定高専に在籍しており、当該各職員とは面識があったと認められ、さらに、審査請求人の処分に関し、事情聴取等において直接関与していたことがうかがわれ、その外、審査請求人が当該各職員を知り得ないとする特段の事情も認められないことから、当該情報は、慣行として開示請求者(審査請求人)が知ることができ、又は知ることが予定されている情報(法14条2号ただし書イ)に該当するといわざるを得ない。

(4) そうすると、当該不開示部分は法14条2号に該当せず、開示すべきである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とした決定については、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、文書1ないし文書6を特定したことは妥当であり、文書7を特定したことは結論において妥当であるが、不開示とされた部分は同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

「特定調査委員会」（特定年月日F）に係わる情報。少なくとも以下の情報が含まれる。番号は報告書に一致する。

(1) 「Ⅰ 調査委員会の発足」

委員長，委員氏名及び特定校長から委員長と委員（1名）への命令書。

Ⅳより氏名を不開示にする理由はない。

(2) 「Ⅱ 委員会の開催」

第2回調査委員会（Ⅴ）の有無。有のときは月日及び活動内容。

(3) 「Ⅲ 特定URLの内容について」

ア 調査委員会は当然詳細な調査結果を特定校長に提出している。この調査結果。下記イ以下はアに含まれているので重複部分はアの該当部分を指摘する。

イ ⑤「組織的に（略）を行っているとの曲解した記載」の部分およびその部分を調査委員会が曲解と断定した根拠情報。

ウ ⑥「手続きを踏んだ訓告」の手続き。口頭手続きが存在すればその詳細情報。

エ 「本校の信頼を損ね，誹謗するURLであると判断」した情報。委員会がこの判断をした理由も開示される。

(4) 「Ⅳ 特定URL作成者の特定について」

特定年月日Ⅰの事情聴取情報。出来るだけ詳細な情報の開示を請求する。

(5) 「Ⅴ URLの削除」

ア 第2回調査委員会に審査請求人の出席の有無。

イ 「削除を求めた」文書。口頭であれば，命令か要請かなどの詳細情報。

ウ 「当該人が求めている件」の具体的情報。

(6) 「Ⅵ 動機」

ア 「再三にわたり動機について質問」及び。「発言内容等がよく変わり」情報。

イ 「要領を得なかった動機説明。」。上記アと重なるときは，その部分の指定でよい。

ウ 「動機として推測された」後の情報。機構は審査請求人が開示を求める情報か否かを理解できる。

(7) 「Ⅶ 調査委員会のまとめ」

「早急な判断をとるべき」の判断の具体的内容情報。

(8) その他，特定校長がURLの削除命令しなればならなかった根拠情報。

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書1 原議書「特定調査委員会の設置について（特定年月日G決裁完

了) 」

文書 2 特定年月日 G 付け「調査委員会からの事情聴取について（通知）」

文書 3 特定調査報告書

文書 4 特定調査委員会第 2 回議事要録

文書 5 特定 URL の特定年月日 E プリント

文書 6 特定個人 A の職務義務違反に係る訓告文書の交付及び特定年度 B の授業対応（特定年月日 A 付け原議書）

文書 7 特定年月日 B 付け特定高専人甲第 1 号「特定 URL の削除命令」